

住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年十二月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第七十三号

住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則

住民基本台帳法施行細則（平成十四年広島県規則第六十五号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「別表第一の四十三の項」を「別表第一の三十七の項」に改め、同条第二項中「別表第一の四十四の項」を「別表第一の三十八の項」に改め、同条第三項中「別表第一の四十五の項」を「別表第一の三十九の項」に改め、同条第四項中「別表第一の四十六の項」を「別表第一の四十の項」に改め、同条第五項中「別表第一の四十七の項」を「別表第一の四十一の項」に改め、同条第六項中「別表第一の四十八の項」を「別表第一の四十二の項」に改め、同条第七項中「別表第一の四十九の項」を「別表第一の四十三の項」に改め、同条第八項中「別表第一の五十二の項」を「別表第一の四十五の項」に改め、同条第九項中「別表第一の五十三の項」を「別表第一の四十六の項」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。